

奈良労働局雇用均等室からのお知らせ

6月は、男女雇用機会均等月間(第28回)です。

男女雇用機会均等法(以下「均等法」という。)が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保について、企業の雇用管理は改善されつつありますが、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっています。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、ポジティブ・アクション(男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組)に取り組み、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を発揮できる環境を整備することが重要です。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。

本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施します。

- 目 標**
- (1) 均等法の一層の周知徹底及び履行確保
 - (2) ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進

テーマ 生き活きと働く女性が企業の宝
～さあ磨こう!輝く女性の潜在力～



ポジティブ・アクション普及促進
のためのシンボルマーク「きらら」

◆ポジティブ・アクションに取り組みましょう!!

「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」をご活用ください!
<http://www.positiveaction.jp>

◆ポジティブ・アクションに関する雇用管理の改善方法や働く女性へのアドバイスなど、各種情報を提供しています。

○ポジティブ・アクション応援サイト: 個別企業のポジティブ・アクションの取組内容を登録・閲覧できます!

○女性の活躍推進宣言コーナー: 経営トップに自社の女性の活躍推進について宣言していただくコーナーです!

○女性の活躍推進状況診断: 自社の女性の活躍推進状況を診断できます!

◆奈良労働局長は、奈良県内の事業主団体や企業に対して、ポジティブ・アクションの取組促進について、協力を要請しております。

男女雇用機会均等法、ポジティブ・アクションの取組等についての相談は
奈良労働局雇用均等室まで

TEL: 0742-32-0210